4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「企業理念」を経営における普遍的な考え方として定め、企業活動の拠りどころとしております。企業理念を実現するために、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を経営上の最優先課題と位置付けております。このため、当社は事業の拡大に対応して、適宜、組織の見直しを行い、事業の損益管理、職務権限と責任の明確化を図っております。

<企業理念>

Casaは、人々の健全な住環境の維持と生活文化の発展に貢献し、豊かな社会を実現します。

企業理念の考え方について、社内での共有を図るべく、業務全般に亘る行動指針である「行動規範」を企業 理念に基づき定め、当社の全役職員に周知・浸透を図っております。

<行動規範>

私たちはお客様の信頼を大切にし、常に誠実に行動します。

私たちは探究心を忘れることなく成長し、自ら主役となり夢を実現します。

私たちは社員一人ひとりを尊重し、いきいきとした職場をつくります。

企業統治の体制の概要および当該体制を採用する理由

当社は、取締役会設置会社であります。取締役会は、経営の意思決定を迅速かつ効率的に行うため、取締役 5名で構成されております。

また、当社は、業務遂行における権限を委譲し、意思決定の迅速化を推進するため、執行役員制度を採用しております。

監査役会は、3名の監査役(常勤監査役1名、非常勤監査役2名)で構成されております。各監査役は高い専門的見地から取締役会、経営会議等に積極的に参加し、取締役の意思決定・業務執行の適法性について厳正な意見を述べております。また、会計監査人と会計監査の適正性に関し適宜意見交換を行っております。

当社の設置する機関の概要は次のとおりであります。

<取締役会>

当社の取締役会は、取締役5名(うち2名は社外取締役)により構成されております。原則として毎月1回の定時開催のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、業務執行の状況の報告を受けるとともに、経営に関する重要事項についての意思決定、業務執行の監督を行っております。また、取締役会には監査役3名(うち2名は社外監査役)が出席し、必要に応じて意見を述べております。

議 長:代表取締役社長 宮地正剛

構成員:取締役 松本豊、取締役 鹿島一郎、社外取締役 打込愛一郎、社外取締役 嶋田一弘

<指名・報酬委員会>

当社は、取締役会の任意の諮問機関として、指名・報酬委員会を設置しております。

指名・報酬委員会は、必要に応じ随時開催することとしており、主に取締役の選任および解任、代表取締役の選定および解職、取締役の報酬等に関し、取締役会の諮問に応じて審議し答申を行います。ただし、取締役の個人別の報酬の額については、取締役会から委任を受け、指名・報酬委員会が決定いたします。

指名・報酬委員会は、取締役会が選任した3名以上の取締役で構成し、その過半数は独立社外取締役としております。また、委員長は独立社外取締役が務めるものとし、取締役会が選任いたします。

委員長: 社外取締役 打込愛一郎

構成員: 社外取締役 嶋田一弘、代表取締役 宮地正剛

<監査役会>

当社の監査役会は、監査役3名(うち2名は社外監査役)により構成されており、常勤監査役は1名であります。原則として、毎月1回開催しております。監査役会では、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、又は決議を行います。

議 長:常勤監査役 海老澤嘉

構成員:社外監査役 宮崎良一、社外監査役 廣田聡

<経営会議>